

## 電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオの作製業務仕様書

### 1. 目的

- (1) 電子マニフェストの加入者は年々増加し、2019年8月末では21万者を超え、電子化率は約60%となっている。JWセンターではこれから導入する（導入後間もない事業者含む）事業者の運用が円滑に進むように、環境省、自治体及び関係団体と連携し、パソコンを使用して実際の操作方法（電子マニフェストWEB方式）を疑似体験し操作方法を習得する「電子マニフェスト操作体験セミナー」（以下「セミナー」という。）を開催しているが、開催日程等が合わず、受講できないとの声も多い。このため、セミナーに参加せずとも操作方法の習得ができるよう、操作方法に係るビデオを作製する。また、2019年7月に電子マニフェストへの理解を深め、特に建設業における利用を促進するためリリースした排出事業者のマニフェスト登録を収集運搬業者が支援する「現場登録支援機能」の特徴や操作方法を広く周知するためのビデオを作製する。
- (2) 建設業での電子マニフェスト電子化率は約45%であり、他の業種と比較しても高いところではあるが、未加入の建設業者の中には、電子マニフェストは操作方法が複雑で特別なシステムが必要、利用料が高価である等の間違った認識により、電子マニフェストの導入を見送っている者も存在する。電子マニフェストへの理解を深め特に建設業における利用を促進するため、電子マニフェストは簡単な操作で安価に利用でき、事務効率も図れることをわかりやすく解説したビデオを作製する。

### 2. 業務の内容

ホームページ等で公開するビデオを作製する。

なお、すべての工程において、当センター担当者のチェックを経て、必要に応じて見直し等を行い完成するものとする。

#### (1) 電子マニフェストWEB方式 80分程度（ファイル数：26）

- ①電子マニフェストWEB方式の操作方法撮影（操作画面録画）、  
撮影場所はJWセンター会議室、操作はJWセンター職員
- ②タイトル、イラスト等の作図
- ③編集
- ④ナレーション吹込み（声優等）
- ⑤録音
- ⑥作製したビデオを電子媒体に収納

電子マニフェストWEB方式の操作方法手順及びナレーションはJWセンターが提供する電子マニフェストWEB方式シナリオを基に実施する。

#### (2) 現場登録支援機能 70分程度（ファイル数：13）

現在動画としてある動画の音声の吹き替え

- ①ナレーション吹き替え（声優等）
- ②タイトル、イラスト等の作図
- ③編集

- ④録音
- ⑤作製したビデオを電子媒体に収納

現場登録支援機能説明動画

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/genba/index.html>

- (3) 電子マニフェストを導入していない建設業向け 10分程度
  - ①シナリオ作成
  - ②タイトル、イラスト等の作図
  - ③排出事業者での電子マニフェスト操作及びマニフェスト業務の撮影(関東地方1日間を想定する。撮影場所は当センターが調整の上、指定する)
  - ④編集
  - ⑤音楽、ナレーション吹込み
  - ⑥録音
  - ⑦作製したビデオを電子媒体に収納する、等の作業工程を経て作製する。

### 3. 業務履行期限

- (1) 電子マニフェストWEB方式 2019年12月13日(金)
- (2) 現場登録支援機能 2019年12月13日(金)
- (3) 電子マニフェストを導入していない建設業向け2020年1月17日(金)

### 4. 納品部数

- (1) 作製した各々のビデオを電子媒体(DVD等)に収納したもの 1式
  - (2) 作製した各々のビデオ台本を電子媒体に収納したもの 1式
- なお、形式等については、別途当センター担当者と協議のうえ決定するものとする。

### 5. 納品場所：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階

### 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、当センターが保有するものとする。
- (2) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について当センター担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、当センター担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、当センター担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて当センター担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、当センター担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、当センター担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

## 8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、当センター担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。

連絡先：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報サービス部  
担当：新井、宮崎（電話 03-5275-7113）